

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令案新旧対照条文
 ○環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（附則第二条関係）

改正案	現行
<p>（総務課の所掌事務） 第三十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六（略） 七 人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関すること（野生生物課の所掌に属するものを除く。） 八・九（略）</p> <p>（野生生物課の所掌事務） 第四十二条 野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一（略） 二 外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害の防止に関すること。 三 前二号に掲げるもののほか、専ら自然環境の保護及び整備を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に自然環境の保護及び整備が含まれる事務及び事業に関する自然環境の保護及び整備の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの規制等に関すること（野生生物の保護のために行うものに限る。）。</p>	<p>（総務課の所掌事務） 第三十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六（略） 七 人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関すること。 八・九（略）</p> <p>（野生生物課の所掌事務） 第四十二条 野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一（略） 二 前号に掲げるもののほか、専ら自然環境の保護及び整備を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に自然環境の保護及び整備が含まれる事務及び事業に関する自然環境の保護及び整備の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの規制等に関すること（野生生物の保護のために行うものに限る。）。</p>